

国立大学法人広島大学中期目標

【平成16年5月26日 文部科学大臣提示】

【平成17年3月25日 文部科学大臣変更提示】

【平成18年3月30日 文部科学大臣変更提示】

(前文) 大学の基本的な目標

1 基本的な理念

「自由で平和な一つの大学」という開学以来の精神を継承し、①平和を希求する精神、②新たな知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たす。

2 目標

「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」を到達目標とし、その達成を目指すための行動計画「広島大学の長期ビジョン」（平成15年1月）に従って整備を進める。具体的目標は次のとおりとする。

- ① 教育活動と研究活動のいずれにおいても、国際的に上位にランクされ、特筆すべき教育研究を進めている最高水準の教育研究機関となることを目指す。
- ② 学術研究のレベルを高めるための重点計画を策定するとともに、「世界トップレベルの研究」の達成を目指すための環境を整備し、次世代の学術をリードし知的文化の創造に発展し得る研究シーズを育成する。
- ③ 大学院においては、国内外の拠点大学として、研究と直結した教育を充実させ、質の高い課程博士を輩出し、国際的に活躍できる研究者を養成するとともに、実践的な教育を充実させ、社会的・国際的に通用する高度専門職業人を養成する。
- ④ 学士課程においては、到達目標型教育の下での教育プログラムによって、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を社会に送り出す。
- ⑤ 教育・研究とともに本学の重要な使命である社会貢献を果たすために、地域社会と緊密な連携を構築し、多様な社会的ニーズに的確に対応する。
- ⑥ グローバル化社会における大学として国際競争力を強化し、教職員・学生の国際的な場での活動を促進するとともに、国際的な交流・連携・協力体制を整備する。
- ⑦ 「人材、施設、財源」を一括管理して全学的視野で大学運営の目標・計画を設定し、全学的立場からこれを実施する。
- ⑧ 公正な能力・業績評価システムの下で、教職員が自らの潜在的能力を十分に発揮できる環境を創る。

- ⑨ 教育・研究，社会貢献などの諸活動と効率的な組織運営を支える基盤的な情報通信環境を充実し，情報メディアに関する教育研究組織ならびに支援体制を整備する。また，教職員・学生間の情報の共有と社会に対する情報公開を促進し，積極的な広報活動を行う。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため，別表に記載する学部，研究科及び附置研究所を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

理念5原則の第一に掲げる「平和を希求する精神」を踏まえ，教育研究等の質の向上を図る。

1 教育に関する目標

「豊かな人間性を培う教育」を理念に掲げ，教育目的と卒業生像・修了生像を明確にし，到達目標型教育による教育の質的向上を図る。

(1) 教育の成果に関する目標

(学士課程)

- ① 社会で活動し大学で学習する上で基本となる，自ら考え，判断し，表現する基本的能力を育成する。
- ② 学際的・総合的に考える能力を養い，広い視野から物事を俯瞰できる能力を育成する。
- ③ 多様な学問分野の基礎的・入門的知識や方法論を修得させ，知的好奇心を喚起させるとともに，多様な文化や価値観について理解させ，豊かな人間性を涵養する。
- ④ それぞれの分野における専門知識・技術を習得させる。
- ⑤ 外国語による高度なコミュニケーション能力を育成する。

(大学院課程)

- ① 高度な専門性に支えられながらも，専門分野を超えた柔軟な研究意欲を持った創造性豊かな人材を養成する。
- ② 優れた研究者を養成するとともに，社会的に評価される能力を備えた高度

専門職業人を養成する。

(2) 教育内容等に関する目標

(学士課程)

- ① 入学希望者の進路意識や学力構造の多様化に対応した入学者選抜方法や入学制度を構築する。
- ② 明確な教育目標を設定し、それを実現するための教育プログラムを整備して、教育内容の充実、教育方法の改善に努めるとともに、教育目標への到達度を測定する的確な教育評価システムを構築する。

(大学院課程)

- ① 大学院入試制度を見直し、優れた多様な学生の入学を促す方策を検討する。
- ② 留学生の入学を更に促進するとともに受入れ体制の向上を図る。
- ③ 国際的に通用するカリキュラムを編成し、習得した知識・技術の水準が国際レベルのものとなるよう教育内容の充実に努める。
- ④ 自立した研究活動を促進する研究指導の充実に努める。
- ⑤ 国内外の大学間、あるいは本学の研究科・専攻間にまたがる研究指導や単位修得を促進し、柔軟な教育を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 最前線の研究成果を基盤として、学生の知的・専門的能力を発展させ、倫理的・文化的資質を最大限に高める教育を行う体制を整えるとともに、学問の高度化・複合化と社会的ニーズの変化に対応したカリキュラムの整備を行う。
- ② 国際的に活躍できる人材の育成のために、外国語による高度なコミュニケーション能力を高める教育体制を整える。
- ③ 学士課程においては、多様な学習ニーズに対応し、主体的・自主的な学習態度を育成する教育体制を構築する。
- ④ スポーツや各種芸術文化・ボランティア等の自主的な課外活動を学士課程教育の一環として捉え、積極的に支援する体制を確立する。

(4) 学生への支援に関する目標

学習環境を整え、学生相談体制を強化するなどして、学生への支援を効果的に行う。

2 研究に関する目標

「新たなる知の創造」を理念に掲げ、高いレベルの基礎研究や優れた先端的研

究を重点的に推進する。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 多くの個性ある学術分野において、世界トップレベルの研究の達成を目指す。
- ② 次世代の学術をリードし、知的文化の創造につながる萌芽的研究を育成する。
- ③ 新しい産業の創生と地域社会活性化に寄与する研究を育成する。
- ④ 研究活動の成果を積極的に社会に発信し、知的・創造的ネットワークを基盤とした開かれた大学を実現する。
- ⑤ 学術研究の水準の向上及び効率的な推進等のため、信頼性の高い評価システムを整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- ① 全学で効率的に研究活動を支援するための体制を整備する。
- ② 基盤研究，学際研究，先端研究のそれぞれが，世界水準の研究成果を上げるよう研究・国際担当副学長と各研究組織単位が連携しながら，効果的な研究環境を実現する。
- ③ 大学が重点的に推進する研究課題へ研究者を戦略的に配置する。
- ④ 研究成果を点検・評価し，その結果を具体的改善に直結させる。

3 その他の目標

「地域社会・国際社会との共存」を理念に掲げ，社会貢献を教育と研究に次ぐ第三の柱として重視し，社会連携活動，国際交流活動を積極的に推進する。

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標

- ① 大学の有する知的・人的・物的資源を積極的に開放・活用し，未来社会の創造に貢献する。
- ② 産学官関連事業及び地域貢献事業を展開し，社会の多様なニーズに的確に対応する。
- ③ 教職員・学生の国際的な場での活動を促進するとともに，外国人に対する門戸を広げ，国際的な交流・連携・協力体制を整備する。

(2) 附属病院に関する目標

医・歯・薬・保健学の統合によって新世紀の医学・医療を担う人材を育成し，世界水準の高度で先端的な臨床研究を創出し，生命倫理に根ざした患者本位の

全人的医療を展開する。

また、各部局との協力体制を強化し、大学附属病院として名実ともに先端医療の研究開発と地域医療の拠点として機能するよう整備・充実を図る。

- ① 優れた医療人を育成するために、体系的で質の高い臨床実習教育及び卒業後臨床研修を実施する。
- ② 特定機能病院として、先端医療の開発と高度先進医療を展開する。
- ③ 被ばく医療に関する実績をさらに発展させ、世界的拠点を目指す。
- ④ 地域の基幹病院として、他の医療機関と連携を強化する。
- ⑤ 安全な医療を提供し健全な病院経営を図る。

(3) 附属学校に関する目標

- ① 附属学校の機能をより高めるために、再編・統合を図る。
- ② 広島大学の附属学校は、大学に付属するものであるとの認識を明確にし、質の高い教育実習を行うとともに、大学に協力して、実践的共同研究を積極的に推進する。
- ③ 全国的に模範となる幼稚園・初等・中等教育を行う。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- ① 学長は、大学全体の到達目標「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」に向けて、学内各組織を方向付けし指示する役割を果たす。大学全体の目標を達成するために、その目標に到る行動計画として、「広島大学の長期ビジョン」を定め、各段階の目標達成を図るべく、各組織に必要な指示を与える。
- ② 学長のリーダーシップの下に効果的な組織運営が可能な全学運営体制を構築する。学長や各副学長を補佐する組織を置き、学長を中心とした企画・立案，執行，評価及び改善の機能を強化する。
- ③ 「人的・物的・財的資源」の全学一括管理の下に安定的かつ戦略的資源配分を行い、教育研究活動の活性化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- ① 学問の発展と社会的ニーズに応じて、学部等の見直し等を行う。
- ② 高度専門教育の中心となる大学院の質的・量的充実を図るとともに、全学的な視野から既存の研究科の合理的な再編を行い、学問の高度化・複合化に対応する柔軟な教育研究体制を構築する。
- ③ 新構想の研究科新設と既存の研究科の充実を図り、基盤・学際・先端の各研

究科群のバランスのとれた発展を目指す。

- ④ 教育研究の新たな展開に対応して、センター群の再編成や新設を行う。

3 人事の適正化に関する目標

- ① 教員の任用は、原則として公募制とし、任期制を拡充する。職員の専門性の向上を図るとともに、業務に応じて新たな専門的な職種を創設する。
- ② 公正な業績評価を行い、その結果を反映する給与制度を構築する。
- ③ 人的資源の一元的管理を行い、それらの効率的・弾力的利用を推進する。
- ④ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ① 各種事務の集中化・電算化などにより、事務処理の簡素化・迅速化を図る。
- ② 事務組織、職員配置の再編、合理化を進める。
- ③ 外部委託等を積極的に活用する。
- ④ 事務職員の専門性の向上を図る。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- ① 外部研究資金の導入を促進し、研究経費の増額を図る。
- ② 附属病院については、新病棟等の施設・設備等を最大限に生かし、診療報酬請求額の増額を図る。

2 経費の抑制に関する目標

管理的経費等のコストの削減目標を設定し、それを達成するために合理的・効率的な資金運用を行い、固定的な経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産管理については全学共通の財産という観点で「新たな施設マネジメント・システム」の構築などを行い、教育・研究、社会貢献などの諸活動のための資産（施設、設備）の有効活動を図る。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

評価データシステムの導入を図るなど、学内評価体制を整備する。

2 情報公開等の推進に関する目標

社会に対する説明責任を重視し、大学運営全般にわたりその状況をホームページ及びメールマガジン等を利用して情報提供を行う。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ① 全キャンパスを包括した全学の施設整備基本計画を策定し、各キャンパスの特徴を活かした施設整備を計画的に実施する。
- ② 教育研究基盤施設設備，情報通信基盤・情報環境，交流施設を重点的に整備する。
- ③ 社会に開かれた美しく快適なキャンパスを実現するために，安全，アメニティ，環境に十分配慮した施設等の整備・管理を行う。
- ④ 施設設備の一元的管理を行い，それらの効率的・弾力的利用を推進する。

2 安全管理に関する目標

環境保全管理計画に基づき，中・長期的視点に立って，学内の安全管理対策を徹底するとともに，全学のリスクマネジメント体制を充実させ，事故防止策を講じる。

別表（学部，研究科及び附置研究所）

<p>学 部</p>	<p>総合科学部 文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 生物生産学部</p>
<p>研 究 科</p>	<p>総合科学研究科 文学研究科 教育学研究科 社会科学研究科 理学研究科 先端物質科学研究科 保健学研究科 工学研究科 生物圏科学研究科 医歯薬学総合研究科 国際協力研究科 法務研究科（法科大学院）</p>
<p>附 置 研 究 所</p>	<p>原爆放射線医科学研究所</p>